

2018年12月14日

団体年金事業部

## 平成31年度 与党税制改正大綱について

平成30年12月14日付で自由民主党/公明党は、平成31年度税制改正大綱を公表しました。

以下、企業年金に関する主な記載についてご案内いたします。

今後、閣議決定された大綱を元に法制化が進められ、国会等の審議を経て決定します。

### 1. 公的年金等の源泉徴収に関する見直し

内容
<p>平成32年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等（「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出をすることができないものを除く。）の源泉徴収について次の見直しを行う。</p> <p>①扶養親族等申告書を提出しなかった場合、源泉徴収税額を以下のとおり計算する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">(\text{公的年金等の金額} - \text{公的年金等控除} \cdot \text{基礎控除に対応する控除の月割額}^* \times \text{公的年金等の支給月数}) \times 5\%</math> </div> <p>（*）月割額が最低保障額（9万円、支払を受ける居住者が65歳以上の場合13.5万円）に満たない場合は最低保障額</p> <p>②扶養親族等申告書にその氏名を自署した場合には、その者の押印を要しない。</p> <p>③扶養親族等申告書の記載事項から、同居特別障害者等の人数を除外する。</p> <p>④その他所要の措置を講ずる。</p>

### 2. その他（検討事項）

内容
<p>年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、<u>拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</u></p>

※平成31年度与党税制改正大綱（自民党HP）：<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

※当該大綱の中で、1. はP37～38、2. はP121にそれぞれ記載。

以上